

保土ヶ谷中学校 PTA 細則

会計に関する細則

第 1 条 この細則は、本会規約第 2 章に基づき会計に関する細則を定めるものとする。
(慶弔費)

第 2 条 本会の会員に関する慶弔に際し、本会が表す慶弔意はつぎのとおりとする。

会 員	保 護 者		教 職 員	
	本 人	本校生徒	本 人	配偶者、父母 子、同居の義父母
弔 慰 金	10,000円 生花 1 基	10,000円 生花 1 基	10,000円 生花 1 基	5,000円 生花 1 基※
結婚祝い金			5,000円	

※ただし、教職員において葬儀日程等の都合により生花を手配できなかった場合は、
慶弔金 5,000 円のほか、生花代として 10,000 円を支給するものとする。

第 3 条 前条に適しがたい場合は、役員会において決定する。
(部活動援助費)

第 4 条 部活動援助費は、PTA 会費を以て充てる。
一人あたり年額 500 円とし、2 名以上在籍している場合は 1 名増ごとに
年額 250 円増とする。教職員もこれに準ずる。

第 5 条 生徒がスポーツ、文化活動等において、個人・団体に拘わらず関東大会
もしくはそれに準ずる大会に参加する場合に祝い金を支給する。

	関東大会	全国大会
個 人	8, 0 0 0 円	1 5, 0 0 0 円
団 体	1人 8, 0 0 0 円 上限 8 0, 0 0 0 円	1人 1 5, 0 0 0 円 上限 1 5 0, 0 0 0 円

ただし、大会開催地が神奈川県内で宿泊を伴わない場合のみ、
関東・全国大会とも個人5,000円、団体20,000円とする

第6条 第5条に準じ、引率の教職員に補助金を支給する。

関 東 大 会	全 国 大 会
10,000円	20,000円

ただし、大会開催地が神奈川県内で宿泊を伴わない場合のみ、
関東・全国大会とも8,000円とする

第7条 第5条、6条以外の部活動支援に関しては、役員会において決定する。

(2) 余剰がある場合には、10万円を限度として繰り越すことができる。

附則

平成24年4月1日より施行。平成29年3月7日改正。

令和8年10月20日改正。

各委員会の構成・運営に関する細則

- 第1条 この細則は、本規約第24条に基づき、各委員会の構成・運営に関する細則を定めるものとする。
- 第2条 各委員会は、委員の互選により、委員長、副委員長を1名ずつ選出し、会長が委嘱する。
- 第3条 各委員会は、本会役員と密接な連携の基に、活動を実施する。活動はつぎのとおりとする。
- (1) 学年委員会は、PTAとして総括的な活動をおこなう
 - (2) 広報委員会は、会報の編集、その他広報活動をおこなう
 - (3) 保健厚生委員会は、生徒ならびに会員相互の保健向上のため各種活動を計画、立案し実施する

附則

平成24年4月1日より施行。平成28年3月11日改正。平成30年2月28日改正。
令和4年4月1日より校外委員会廃止。令和7年11月18日改正。

任意団体に関する細則

- 第1条 この細則は、本規約第28条に基づき、任意団体に関する細則を定めるものとする。
- (団員)
- 第2条 本校に在籍する生徒の保護者ならびに教職員、10名以上で構成する。ただし指導者は保護者、教職員でなくともよい。
- (新設・継続・休部・廃部)
- 第3条 団体の新設は、「登録申請書」に必要事項を記入し、会長に提出する。実行委員会において協議したのち、許可するものとする。
- 第4条 継続・休部・廃部は、年度末に「登録申請書」に記入し会長に提出する。
- (2) 人数等の関係で休部している団体は、最終代表者が卒業した時点で廃部となる
- (経理)
- 第5条 団体の経理は、総会において議決された予算に基づき執行される。
- (1) 経費は「大会交通費、本校以外の講師謝礼、備品」等とする
 - (2) 団体の会計担当者は、年度末にPTA本部会計に会計報告をおこなう
 - (3) 団体の会計年度は、本会会計年度に準ずる

(活動)

- 第 6 条 活動を行うにあたり、学校施設を使用する際は、必ず学校長の許可を得る。
- (1) 活動において、放課後や学校開放の約束事項を厳守し、各所に迷惑をかけないように配慮しておこなう
 - (2) 器物破損等のトラブルが発生した場合は、速やかに学校長、会長に報告すること
 - (3) 活動中は、自己管理・自己責任のもと、幼児・児童の安全に十分注意をすること
 - (4) 団体は、年度末に本部役員と、次年度の活動等の話し合いをもち覚書の作成をおこなう
 - (5) 団体の活動は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる

(役員)

- 第 7 条 団体にはつぎの役員をおく。
- (1) 代表者 2 名 (保護者 1 名 教職員 1 名)
 - ① 教職員の代表者は、会長が学校長に依頼し決定する
 - (2) 会 計 1 名 (保護者 1 名)
 - (3) スポーツ・文化委員
 - ① 代表の保護者が兼務してもかまわない
 - ② 区 P 連の委員会等に参加し、その内容を本部に報告すること

(改正)

- 第 8 条 本細則の改正・改廃のみ、役員会と団体代表者の協議において改正・改廃することができる。
- ただし、その内容に関しては、実行委員会に報告し、次期総会において会員に報告しなければならない。

附則

平成 22 年 6 月 1 日より内規とし施行

平成 24 年 3 月 5 日に細則とする